

公 告 第 5 号

令和3年2月25日

支出負担行為担当官

防衛省防衛研究所企画部総務課

会計室長 木 場 正 一

(公 印 省 略)

公 告

下記により入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

- 1 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
- 2 入札日時 令和3年3月18日（木）14：00
- 3 入札場所 防衛省防衛研究所入札室（F1棟6階）
東京都新宿区市谷本村町5-1
- 4 入札に付する事項
 - (1) 件 名 防衛研究所ホームページにおけるコンテンツの維持管理及び制作等役務
 - (2) 規格・数量等 仕様書のとおり 1件
 - (3) 納入場所 防衛省防衛研究所
 - (4) 納 期（役務期間） 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の参加資格を有する者。
 - (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という）又は防衛研究所長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札保証金及び契約保証金 免除
- 8 入札の無効 5の参加資格の無い者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書作成の要否 要

10 適用する契約条項 役務請負契約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

12 その他

- (1) 入札参加希望者は下記担当者まで連絡のうえ、資格審査結果通知書（写）を提出し入札案内及び仕様書を受領すること。
- (2) 入札参加希望者は、以下に記載する〔適合条件〕を満たすことを証明する書類を令和3年3月11日（木）12：00までに提出し、承認を得ること。
- (3) 契約締結日までに令和3年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.geps.go.jp/>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便による入札の場合は、令和3年3月17日（水）1700までに必着のこと。
- (5) 本書記載事項の詳細については、下記担当者まで問い合わせること。

防衛省防衛研究所企画部総務課会計室会計第3係 佐竹

TEL. 03-3268-3111 内線 29126 FAX. 03-3260-3039

〔適合条件〕（様式については任意。可能な限り具体的に記載すること）

1 業者の体制及び実績について

- (1) 本役務の管理体制を維持できること。
- (2) 官側からの問い合わせに対して、迅速なサポート体制が取れるとともに、役員等に対するバックアップが可能であること。
- (3) コンテンツ維持管理・制作役務で継続2年以上の実績があり、1万ページ以上のホームページコンテンツの維持管理及び制作の実績があること、または同等の能力を有すること。
- (4) プライバシーマークまたは JAPICO マーク（日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合）取得事業者であること。または、個人情報保護及び情報セキュリティを遵守するための体制、対応方法について証明する規定を有していること。

2 役務員の資質及び条件について

本件業務を円滑かつ支障なく実施すべく、次の事項に示す資質及び条件を証明できる履歴簿等を提出すること。

- (1) 仕様書3.2(4)の業務内容を円滑かつ支障なく実施することができること。
- (2) 制作したコンテンツに起因する障害発生に対し、的確な対応を実施することができること。
- (3) LANのシステム維持管理、コンピュータウィルス対策、サイバー攻撃対処に関する基本知識があること。
- (4) CMSを使用したホームページ作成経験があること。

- (5) コマンドプロンプトを使いサーバに ftp 接続をし、ファイルの操作ができること。
- (6) Adobe Photoshop、Illustrator 等の画像処理ソフトを容易に操作できること。
- (7) Adobe Acrobat を用いた PDF 化、PDF 編集の作業経験を有すること。
- (8) Dreamweaver を用いてのホームページ言語 (html、xhtml、css、javascript) を容易に操作できること。
- (9) 構造言語 (html、xhtml)、表現言語 (css) 及びプログラム言語を十分理解していること。
- (10) W3C で提唱する WEB に関する規格を十分理解でき、規格に準拠した HTML 化を容易に行なうことができること。